

1. 目的

本マニュアルは、学内で、(食中毒を含む)学校保健法施行規則に規定される伝染病が発生した場合に、人から人への二次感染を防止するため、迅速かつ適切に対応し、被害を最小限に抑えることを目的とする。

2. 予防対策

1) 感染症

感染症は、感染自体を完全になくすることは出来ないことを踏まえ、常日頃から感染症に対する啓発に努め、手洗い・うがいの励行、環境整備を行う。

府中市・小金井市内や東京都及び近隣県に止まらず、国内・国外でどのような感染症が、どの地域でどのように発生しているかなどの情報を絶えず収集する。また、必要に応じ、学生・教職員へ情報の提供を行う。

感染症には身近で聞き慣れたものとしてインフルエンザ、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、麻疹、ノロウイルス、SARS 等々あるが、感染の様式、症状、予防方法などは個々の感染症により異なる。新たに感染症の発病を認めた場合の感染拡大防止対策は、すでに保健管理センターより指示が出ている伝染病基本対応を除き、その都度、保健管理センター医師の指示により行うこととする(ただし、「新型インフルエンザ」については、別途対応マニュアルを定めることとする)。

なお、医師から出された指示はHPに掲載し、データとして蓄積を行い学生・教職員へ提供し、情報の共有を図ることとする。

2) 食中毒

大学における集団食中毒の発生源は、多数の学生教職員に対し食事を提供する生協と史料できるところから、当該施設に対し食品衛生法に基づく衛生管理の遵守・徹底を求める。

教職員に対しポスター等で、食中毒に関する啓発を行う。

3. 緊急対策

1) 初期対応

感染症や食中毒の発症者等から連絡を受けた者は、次のことを確認すること。

- ア. 発症者の氏名、所属、可能ならば教員の場合は研究室名、学生の場合は学籍番号
- イ. 主な症状(下痢、発熱、嘔吐など)と発症日時
- ウ. 発症前の行動(動線)・濃厚接触者の有無等
- エ. 現在の状況とその後の処置(医療機関受診や自宅待機等)
- オ. 調査日時と調査者

2) 連絡体制

発症者等から第一報を受けた者は、1) の確認事項を発症者が教職員の場合は人事チーム

に、学生の場合は学生サポートセンターに報告すること。

人事チーム職員係 042(367)5567

府中地区:学生サポートセンター学生係 042(367)5540

小金井地区:学生サポートセンター学生係 042(388)7011

人事チーム及び学生サポートセンターは、教職員から報告を受けた場合あるいは発症者等から直接連絡を受けた場合は、他に発症者がいるかどうか調査した上、詳細を保健管理センターへ報告すること。(別紙1)

保健管理センターは、発症の状況(発症人数、発症場所等)を考慮し、各部局に注意喚起の周知を行う。

ア.発症者が一人あるいは少数の場合は、医師の判断により、(発症者が出た事実)一般的な注意喚起などの対応を行う。

イ.発症者が多数の場合は、掲示あるいはHPで全学生・教職員に対する注意喚起を行う。

ウ.発症者が不特定多数の学生・教職員に接触していると判断される時の対応は、接触者への調査や個別の注意喚起等を実施する場合がある。またイ.の周知をもってこれに代える場合もある。

保健管理センターは、報告を受けた内容により、発症者に対しては医療機関の受診または帰宅等を勧めるなど、感染の拡大を防ぐ措置を執ることとする。

保健管理センターから報告を受けた各部局は、必要に応じて、出勤停止または授業欠席の配慮等を行う。

保健管理センター 府中地区 042(367)5548

小金井地区 042(388)7171

3)関係機関への連絡

保健管理センターは必要に応じ、保健所等に情報の提供を行い、感染症発生後の対応については保健所と連携・実施することとする。

4)対策本部の設置

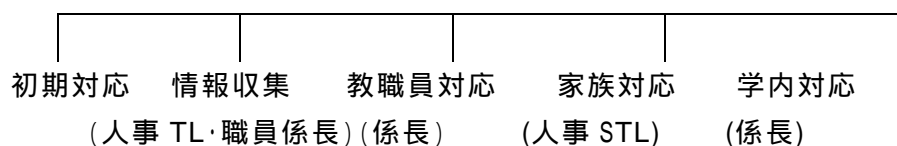
感染症または食中毒により多数の発症者が出たとき、あるいは、感染の拡大が見込まれると保健管理センター所長が判断したときは、環境安全担当副学長または教育担当副学長(以下「環境安全担当副学長等」という。)は学長に対策本部の設置を進言する。

対策本部が設置された場合は、東京農工大学危機管理基本マニュアルに基づき行なう。

上記対策本部とは別に、環境安全担当副学長等は必要に応じ、環境安全担当副学長等を中心とした対策会議を招集する。

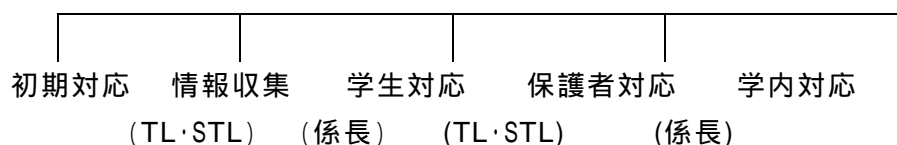
(教職員の場合)

環境安全担当副学長(責任者)
保健管理センター
総括チームリーダー(総務担当)(対策本部担当)



(学生の場合)

教育担当副学長(責任者)
保健管理センター
総括チームリーダー(学生担当)(対策本部担当)



対策会議の業務分担

(教職員の場合)

担当事項	担当者	業務内容	備考
責任者	副学長	総括、対策本部との調整	
副責任者	保健管理センター所長・医師	総括補佐	
対策本部	総括 TL	総括補佐、対策本部との連絡	
初期対応		情報収集、報告	
情報収集	人事 TL・職員係長	状況の正確な把握、病院等との連絡、情報収集	
教職員対応	係長(各部局)	該当職員及び関係者のリスト作成	
家族対応	人事 STL	連絡、対応	
学内対応	係長(各部局)	教職員への連絡	

(学生の場合)

担当事項	担当者	業務内容	備考
責任者	副学長	総括、対策本部との調整	
副責任者	保健管理センター 所長・医師	総括補佐	
対策本部	総括 TL	総括補佐、対策本部との連絡	
初期対応		情報収集、報告	
情報収集	TL・STL	状況の正確な把握、病院等との連絡、 情報収集	
学生対応	係長(学部)	該当学生及び関係学生のリスト作成	
保護者対応	TL・STL	連絡、対応	
学内対応	係長(各部局)	教員・学生への連絡	

4. 事後措置

感染症が発症したときは、後日主治医の診断書等(療養開始時期と治癒して出勤または授業へ出席してもよい旨を明記したものを)を人事チーム職員係または各地区サポートセンターに提出すること。

5. その他

プライバシー保護には十分注意し、個人が特定できる情報は流出しないこと。

情報収集機関

国立感染症研究所 感染症情報センター

〒162-8640

東京都新宿区戸山 1-23-1

電話: 03-5285-1111

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

すでに医師により指示が出ている伝染病基本対応

<http://www.tuat.ac.jp/~health/index.htm>

学校保健法施行規則に規定される伝染病

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る。次号及び第二十条第一項第二号において「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。)
- 二 第二種 インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱及び結核
- 三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の伝染病